

第 7 号議案

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 国立市議会議員及び国立市長の選挙におけるビラの作成費及びポスターの作成費に係る公費負担の上限額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年 6 月国立市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。